

令和5年度 第2回羽曳野市立図書館協議会会議録（要録）

日 時： 令和6年2月16日(金) 午後2時00分～午後3時50分

場 所： 羽曳野市役所 A棟中東会議室

出席者：（委員）上野会長、前田副会長、荒川委員、大坪委員、菊川委員、岸委員、中野委員、松井委員、脇谷委員（五十音順）

（教育委員会）村田教育長、田中生涯学習部長

（事務局）藤井館長、藤本館長、白江主事、細井再任用職員

欠席者：（委員）畑委員

傍聴者： 0人

●開会

教育長挨拶

教育長： 平素より、本市教育行政ご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

本当に皆様のお力添えいただきながら、図書館運営もここまでできました。

皆様のご尽力に感謝しております。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

今、学校の方ではインフルエンザが非常に流行しまして、現在でもう10校くらい学級閉鎖をしております。私も先週木曜日に風邪をこじらせまして、インフルエンザではなかったのですが、マスクをしたままですみません。

本日の羽曳野市立図書館協議会で、いろいろなご意見をいただきながら、今後の羽曳野市図書館運営に私たちも考えていきたいと思っていますのでよろしくお願ひいたします。

事務局： 会議録の要録を WEB 及び中央図書館にて紙ベースで公開することおよび会議を録音することを報告。委員名簿に沿って出席委員の紹介、出席者9名で協議会成立の報告、配布資料の案内、事務局職員の紹介、図書館協議会の法律上の規定等につき説明（教育長 公務のため退席）

会長挨拶

会長： 皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。

図書館について、日々一般市民としての私の生活の中で、パソコンで予約し、本が届くと連絡があり、図書館にない本があれば取り寄せていただける。私が協議会に入っておらず、何も考えなければ「図書館は何と便利で素晴らしい」としか思わなかったと思います。実際、本当にすごいことだと感謝しています。ただ、これから先の図書館を考えたときに、本当に今の私たちが受けているサービスを継続して受けることができるのか、ということになると、若干不安が生じます。協議会に入っているいろいろ学ぼうと思ひ見ていると、羽曳野市の現状、つまり他の市に比べて、正規の職員が少な

いとか、とても手薄な部分があるということに気が付いてしまったのです。だからここにいらっしゃる皆さんも、図書館のことについて、深く理解していらっしゃる方もおられるかと思いますが、たまたま協議会に入り、図書館の今後について考えなければいけないという機会を得られた方もおありだと思います。だから私たちが考えて、こうした方がという意見も、それを他の方たちに対しても発信していけるようなものでありたいと思っております。

本日も、忌憚のない意見をお聞かせいただいで、今後の図書館について一緒に考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

事務局：それでは、ここからの議事進行は会長にお願いします。

●議事

議題 「令和6年度羽曳野市立図書館事業計画（案）」について

会長：「令和6年度羽曳野市立図書館事業計画（案）」について事務局より説明をお願いいたします。

事務局：「令和6年度羽曳野市立図書館事業計画（案）」について資料に沿って説明。

会長：ご説明いただきました内容についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員：羽曳野市立図書館事業計画案の「2. 市民等への図書の出借・予約サービス」の中で、障害者サービスの実施、高齢者サービスの実施などありますが、国が読書バリアフリー法という法律を作り、すべての人が文字活字文化を享受できるようになっています。障害者サービスの実施、これは録音図書の貸し出し、対面朗読などと記載されていますが、多文化サービスもそうなのですが、実際の対象者の方、つまり、視覚障害者の対象者がどのくらいいるか、羽曳野市の在住外国人がどのくらいいるかなどの実態把握はきちんとされているのでしょうか。それから、「羽曳野市立図書館アプリ」についても説明していただけたらと思います。それと、3ページのパソコンの貸し出しサービスというのは、利用基準、たとえば図書館は資料検索というのはわかりますが、パソコンを使って何か作業することができるのかとか、プリンターとか、時間制限とか、そういうものはありますか。それから雑誌スポンサー制度についてなのですが、これはスポンサーがついた雑誌は、次の年にスポンサーがつかなかったらどうされているのでしょうか。図書館がその分の費用を負担するのか。とりあえず、その辺をお聞きしたいです。

会長：最初にご質問のありました障害者サービスの実態について。実態把握はどうなっているのか教えてください。

事務局：ご質問をいただきました、障害者サービス・多文化サービスの実態について、

正直に言うと、なかなか実態数というのは現状把握できていません。
今後、図書館協議会において、数値をお示しすることができればと考えています。

会長：二番目の図書館アプリについての説明をお願いします。

事務局：スマホやタブレットなどを使って「羽曳野市立図書館」のアプリをダウンロードしてもらい、ダウンロード後に利用登録をしていただきます。パスワード等の必要項目を登録するとアプリを使って予約・資料検索が可能となります。また、予約した資料がご用意できたときはメールでお知らせします。

委員：アプリの登録者はどれくらいでしょうか。

事務局：アプリの登録者数については、令和4年度の資料によると、（令和5年度分は集計中のため、現状最新のもの）ダウンロード数はアンドロイドで260件・アイフォーンで627件。アプリ開始が令和4年の6月からなので、期間としては令和4年6月から～令和5年3月31日までの数字です。令和5年4月～令和6年3月までの数値は、現在集計中なので、次回令和6年度第1回図書館協議会の事業報告にて報告させていただく予定です。

委員：図書館アプリとは、自分のスマートフォンから図書館にアクセスして色々な情報を得るけれど、登録と言っていたが、図書館に登録していて、アプリにも登録って何か違うのですか。個人で何かをする必要がありますか。

事務局：アプリとインターネットサービスは個人が使うのかどうか、通常図書館の登録をすれば、図書館の利用カードを交付する、カウンターでのやり取りになる、予約等もカウンターでします。インターネットやアプリを使用するサービス、インターネットに入るためには自分が何者なのかをインターネットに教える必要があります。資料の検索だけならば、誰でもできますが、予約をする・資料の貸出期間の延長をするなどしたい場合、図書館に来なくても自宅にいながらにすることができる。そのためには、個人を特定するためのパスワードを登録いただくことになります。

委員：他の図書館にある「マイライブラリー」のようなものですか。

事務局：はい。個人が予約を入れている本、どれだけ今借りているか。
お気に入りという形で、後で読みたい本の登録などの機能があります。
この図書館のアプリやインターネットサービスを提供している会社は全国共通ではないので、取り扱いについては若干異なるかもしれませんが、基本は個人の方がご

登録していただき、自分が借りている本、予約したい本などが確認できるようなサービスとなっています。

会長：今おっしゃられたサービスは私も利用しています。

たとえば、自分が1年前の6月に図書館から何（の本）を借りたのか。要するに今まで借りた履歴は出てこないですよね？

事務局： はい。おっしゃっていただいたとおり、図書館としましては（どの本を借りたかの）履歴を持つことができないようになっておりますので、借りられた本の履歴はあくまでも「個人管理」していただくこととなります。たとえば、借りた本の履歴を管理したいなあということであれば、アプリ内で設定すれば貸出履歴を見ることは可能ですし、そのほか「たけのこくん手帖」というものがあり、借りられた本のタイトルが印刷されたシールの発行をカウンターへ申し出ていただき、「たけのこくん手帖」に貼って貸出履歴を確認していただくこともできます。ただし、シールの発行は遡りができないので、必ず借りられたときに申し出ていただく必要があります。

会長： そのあたりは、私も存じております。図書館とかかわる中で発生する予約などではなく、個人でそこから派生した「別の部屋」のようなものが存在するのか。今、羽曳野市ではやっていないということは知っているのですが、少しお聞きしたくて。そういうのはないのですね。

事務局： そうですね。借りられた本をデータとして蓄積していくというのはできない形になっています。

会長： 図書館として、それができないということですね。わかりました、ありがとうございます。あと、3番目の質問「パソコン貸し出しサービス」について。パソコン貸し出しのサービスがどのような制限とか持ちながらこのサービスをされているのかご説明をお願いします。

事務局： まず、Wi-Fi サービスについてご説明をさせていただきます。Wi-Fi が受信できるパソコン、タブレット、スマートフォンなどをお持ちいただいてのご利用となります。Wi-Fi 利用についての制限は1時間。1時間過ぎると通信は一旦遮断されますが、再度Wi-Fi を接続しなおしていただけると利用できます。接続の回数制限はありません。全国的に見ても、1時間で制限しているところが多く、ずっと接続しているという状況はないように思います。と、いいますのは、Wi-Fi を受ける側の人数が限られていて、たとえば100人の方が同時に接続して100人が同時に利用

できるかという、少ししんどい部分があります。同時接続可能な数が決まっております、できるだけ多くの方に使っていただきたいと思っておりますので、図書館としては「必要でないとき以外は接続をご遠慮ください」ということも、館内の掲示等でご案内させていただいています。

次に、パソコンの貸し出しサービスについてご説明をさせていただきます。

図書館に来られて Wi-Fi が使えることがわかっていても受信できる媒体をお持ちでない方が、「インターネットで調べたい」と思われたときのために、図書館ではパソコンをご用意させていただいています。その場合は「貸出申込書」を記入していただき一定の条件のもと、こちらも 1 時間の制限で貸し出ししています。1 時間を過ぎるといったん終了となります。委員からご質問いただいた「何か作業ができるのか」ということについては、一切、作業などができない形になっています。インターネット検索のみとなります。例えば、そのパソコンで文書を作成したり、自分の USB を繋いだり、CD を入れたりとかは、記憶媒体からのウイルス感染の危険もあります。本来の目的は「図書資料の検索」なので、それ以外の目的での使用というのは遠慮いただいています。

委員：アメリカだと、中高生が自分たちで何かを作ったりするときにも貸し出している。

そういう若い人だったら、パソコンで作業できてもいいのではと思いますが。

今のところは検索限定なのですね。

それとプリンターは接続できないのでしょうか。

事務局：プリンターには接続できません。検索のみになっています。

委員：検索結果はプリントアウトできないのですか。

事務局：はい。検索結果は印刷できませんので、ご自身で何かに控えていただくことになります。パソコン画面の写真撮影もご遠慮いただいています。

会長：4 番目の質問「雑誌スポンサー」について。スポンサーとの契約が終了した雑誌などは、どのように対応していますか。

事務局：雑誌スポンサーとの契約が終了しますと、それまで、その雑誌については図書館としての費用負担が発生せず、雑誌スポンサー様が負担していただいていた。それが途絶えてしまうと、そうなったときに図書館の雑誌についても市の予算の範囲内で購入するということになるので、その雑誌を引き続き購入するのか。多くの人に借りられているような人気のある雑誌なら、継続していかなければならない等、検討して決めることになります。雑誌の取捨選択については、年間の雑誌購入の予算も限られているので、いくつかの館で雑誌が重複している場合などは、1 つの館

だけにするなどしています。つまり、限られた予算の中でどれだけ利用者の方の要望にお応えさせていただくような雑誌を購入ができるのかを考えております。

委員： スポンサーの希望があった場合の雑誌というのは、図書館側がスポンサー側に提示するのか、あるいはスポンサー側が自由に雑誌を選べるものでしょうか？

事務局： 雑誌スポンサーの募集については、陵南の森図書館が事務を行っておりますので、陵南の森の館長から説明させていただきます。

事務局： 雑誌スポンサーの件ですが、新たにスポンサー希望の企業様等が来られた場合、今現在、図書館で購入している雑誌のうち、すでに雑誌スポンサーがついている雑誌を除外した中から選んでいただきます。その中から選んでいただいた雑誌についてスポンサーになっていただくような感じです。

委員： ありがとうございます。

会長： 他にご意見、ご質問などはありますか。ありましたら挙手をお願いいたします。

委員： 「多文化サービスの実施」のところで、私、週にちょっとだけ小学校へお手伝いに行っているのですが、外国籍の生徒が増えてきています。事業計画（案）に「学校と連携し、市内小中学校等に在籍する子どもの国籍の言語のものを優先的に収集、提供」という大変ありがたいサービスを行っていただいているのですが、私が知っている生徒たちが外国語の本を読んでいるところをみたことがなく、教室でも絵本を眺めているだけ。図書館に行っても、それらしい本、私も一緒に探しましたがけれども見つからない。提供はしていただいているのですが、現状は、外国語の絵本が十分でないような気がします。なので、現状について説明していただくのと、これからも提供を続けていくのであれば充実を是非ともお願いしたいです。彼らのその時間が、ただ絵を眺めているだけという無意味な時間が過ぎているような気がします。よろしく申し上げます。

会長： 市側に回答いただく前に、学校のことでありますので、学校司書として先生のご意見をお聞かせください。

委員： 外国籍の児童が〇〇小学校に2名おられます。最初に日本語教室の先生から「原語で読める本を提供したいから。」というリクエストをいただいたときに「どの言語になりますか？」とお聞きしましたら「公用語は●●ですが、教育は受けていなかったの、この子どもたちは読めません。」と聞いて、すごくショックを受けました。

そして、中央図書館からも、「多文化の本を提供するので、必要な原語の本がありましたら教えてください。」と言っていただいたが、その児童の場合においては母国語の本はなかったので、提供できませんでした。社会科で世界の国々を調べるときに、その国についての知識を得る程度、他の児童たちが理解するためにという形での提供はできたのですけれども。しかし、今では日本語がとっても上手になっていて、他の児童とも普通に遊んでいます。普通に日本語でお話もできるので、私はただただ感服しています。読み聞かせも日本語の絵本を同じように聞いてくれています。ある程度、日本語を理解してくれているようですし、私はある意味、日本の社会で生活していくためには日本語も学んでほしいと思います。確かに母国語の絵本があったら安心するのもわかりますが。今回は提供できませんでした。児童たちのいい様子を見ると、それでよかったのかなと思います。

会長：私も、おはなし会で、〇〇小に行った際、その児童はとてもしっかり聞いてくれました。表情も、他の児童たちと何ら変わりはありませんでした。他の小学校でも、来日して間もない外国籍の児童は手遊びなどで楽しんでくれました。日本語がわからなくても、音とリズムで楽しんでくれたのだらうなあという体験をしました。図書館として、今後のサービスについて教えてください。

事務局：図書館といたしましては、できるかぎり、その国籍の方の母語の本が置けるように、そのような形で提供していけたらと思っています。ただ国によっては、その国の母語の本などが入手できるのかということもありますし、一般に販売されている図書に比べますと値段が高いということもございます。いろいろなことを考えなければいけません。だからといって、図書館としては、そのままという訳にはいかないので、今後については、課題を解決しながら提供できるよう考えていきたいです。

委員：提供についてですが、確かに市として購入するのは負担になる部分もあると思いますが、そこは大阪府立中央図書館がバックアップをしてくれるので、大阪府立中央図書館のバックアップをしっかりと利用してもいいと思います。先ほど説明させていただいたことの補足ですが、中国語の絵本を日本にいる子どもたちに読んでもらうとか、今、羽曳野市として力を入れている英語で「外国の小学校ならこういう絵本を読んでいるよ。」とか、子どもの日本語と外国語の交流など本で学ぶだけではわからない貴重な経験ができるような、そういう交流ができればいいと思います。

会長：ありがとうございます。

先生方から「こういう本が欲しい」という要望があれば、府立図書館を利用するか学校で購入とか、その現場に行った方が図書館に対してどんどん要望を出して行ってこそだと思います。後続く子どもたちのためにも、よろしくお願いします。

前回の協議会の時に、図書館の正規司書職員が増えないということに対してみなさんのご意見を伺ったら、現状ではやはり今後が不安であるということ、今でも困っているといったご意見を伺いました。みなさんのご賛同がいただけるのなら、意見書を協議会の名前で提出したいと考えております。本日、意見書の原案を用意してまいりました。それでは、今から意見書の文面を読み上げますので、ご賛同いただけましたら挙手をお願いいたします。その人数により、協議会からの意見書の提出をさせていただきます。

※別紙「意見書」の読み上げ

「正規司書職員の新規採用と増員、並びに羽曳野市立図書館の直営堅持を求める意見書～市民生活の未来を支える図書館をめざして～」

この内容で意見書を提出したいと思います。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。

委員：私から意見を言わせていただいでよろしいでしょうか。

図書館というのは、もともと「まちづくり」と言われています。その街をどのように作っていくのか。図書館の存在は絶対不可欠なものです。図書館があって、そこに集まる人、ボランティア、仕事をする人含めて、図書館はどうあるべきかを考えなければいけません。日本図書館協会の理事長だった竹内先生が「図書館は「人が生きる」ということを応援するところだ。一人ひとりが人生を豊かにすることを考える。そういうことを応援していくのが図書館である。」と言っておられます。図書館はそういうところでもありますし、膨大な個人情報も図書館にはあります。いろいろな意味で、こういうことになると公営・直営でないと、と思います。民間事業者いわゆる指定管理の図書館というのは自己決定というのは最終的には市民の立場に立ってくれない。企業というのは利益を追求するというです、それから、市から仕事を受けるといことで市からの影響を受けます。「この本は置くには相応しくない」とか、市から言われるとその本は置かないといった状況もあります。なので、私、図書館は公営・直営であるべきだと思います。市民が市役所を支えている訳ですから。羽曳野市は自治体としては裕福ではないほうですが、羽曳野市立図書館は、司書もこれまで頑張ってきたし、取り組みなども良いサービスをされています。私は元々、大阪府立図書館におりましたから、大阪府内の図書館の状況は把握しているつもりです。羽曳野市立図書館は、それなりに頑張ってきた図書館なのです。そういうところで、司書がいなくなると市民に対する中立なサービスができなくなってくるし後退していくと思います。そういうのを見てきていますので、図書館協議会の委員をさせていただいた時から、なんとか司書を採用していただかないと羽曳野市の図書館に未来はないと言いつけてきました。そういうことで、何年か前から羽曳野市の図書館の良さを継続するためには、やはり直営でないとダメだ。なんとか司書を採用しないと行けないと言いつけて、今ここにいます。採用については、財政状況が厳しいというのはわかって

おります。ですが、図書館をきちんと運営していこうと思ったら司書は絶対に必要だと思っています。そういう意味でも、意見書は是非とも提出してほしいです。

会長：再任用の職員や会計年度任用職員の方は本当に有能な方が多く、よく頑張ってください。ただ、中核となる正規の司書職員がいなくなると、だれがその有能な方々を取りまとめて……。短期的なことはなんとかなると思うのですが、長期的に見てくれる人がいないと図書館の未来はない。根本が崩れていくと思います。ですから、この意見を取り入れて採用していただきますよう、よろしく願いいたします。意見書は教育長にお渡ししたいと思います。意見書の提出につきまして、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。……9名中8名のご賛同をいただきました。

委員：私、個人的に図書館が大好きで、この協議会にも自ら手を上げて参加させていただきました。電子図書のサービスが開始されて1年経つと思います。子どもたちが図書に触れる機会が増えて、非常にいいサービスだなあと考えています。図書に触れる入口が増えるので。ただ、これまでとはフェーズが変わって、今後、図書館に足を運ぶ子供たちが減るのではないかという部分も危惧しているところです。そのためにいろいろな取り組みをされていると思うのですが、今後の図書館運営の在り方について、どのようにお考えなのかというところを確認させていただきたいと思います。

事務局：ご質問頂いた件、図書館の今後の在り方といたしましては、具体的にこうだというのは決まっておりません。また、その点につきましては、引き続き図書館といたしましても考えていくということで、現状は進めさせていただいております。かねてより議会でも質問が上がってございました司書職員の採用につきましては、図書館の在り方と全く別のもものではございません。当然関連性はあります。総合的に考えていきたいと思っています。先ほどおはなしのありました会計年度任用職員の件ですが、みなさま方の中にもご存じの方がいらっしゃるかと思います。一昔前にありました10年働いたら雇用を切るといった「雇い止め」はなくなりました。年齢的なものはありますが、10年と言ったらかなりベテランです。正規の職員よりも詳しい人もいます。なので、羽曳野市の図書館のために頑張っていただける方につきましては、ずっと働いてもらえる。実際、そのような方が何名かいらっしゃいます。一方で、正規の司書職員が図書館に配属されると、ずっと図書館での勤務といった保証はありません。「図書館の司書だから図書館」と一般的には考えますが、組織の中においては一か所で長く働いているというよりも、多くの経験を積んで、また図書館で勤務するというような風潮がございます。ですので、せっかく図書館司書として採用されたにもかかわらず、図書館ではなく別の部署に行ってしまう場合もなきにしもあらずで、数年たってその方は図書館に戻ってくるといったこともあるか

などと思います。所謂、時代の流れといえますか、ひと昔前なら、10年20年ずっと図書館での勤務という時代もありましたが、最近はこの自治体もそうですが、ひとつのところというよりは、複数の部署を経験させる。これは図書館司書に限らず、資格を持って市に採用された方に共通していえることで、同じ部署ですとではなくて、いろいろところで経験を積んでもらい、違う視点から図書館のことも必要かと思えます。

委員：ありがとうございました。しっかり羽曳野市の図書館をきちんと残せるように、私も真剣に責任をもって考えたいと思います。

会長：今の事務局のご説明で、私、一言加えたいのですが、どんなに有能な会計年度任用職員、長く10年以上いらっしゃるような方でも「正規職員でなければ手が出せない領域」が絶対にあるじゃないですか。その部分が困るから。おっしゃったように、正規の職員が図書館に長くいるものではない、他の部署に行っても戻ってくるのか。それはいいのです。ただ、正規の職員が、中央図書館と陵南の森図書館、この利用者も多い2つの館で、それぞれ1名ずつしか正規職員がいないというのは、絶対に不足しております。他市と比べて。1館に正規職員は4～5名はいます。調べていただいたらわかりますが、藤井寺市、河内長野市、富田林市など。必ず正規の司書職員は、それくらいの人数いらっしゃいます。そこが、私たちにとっての大きな不安材料なのです。図書館のサービスはちゃんとしていただいています。私は今でも満足しています。ただ、それ以上、もっとあるかもしれない、他のサービスを知らないからなのかもしれません。だから他市と比べて「こういうことをやっていますよ」ということを知ってしまうと、「やっぱり羽曳野はちょっと少ないのではないか」と、つつい感じてしまうところがありますので、どうか新たな採用に向けて動き出してくださいを、切に願っております。次回の協議会では、いいお答えをいただけるよう、みなさん待ちましょう。それでは事務局にお返しいたします。

事務局：ありがとうございました。それでは最後に生涯学習部長よりご挨拶させていただきます。

(生涯学習部長挨拶)

会長：意見書につきまして、最後の「協議会委員一同」を抜いた形で出します。よろしくお願いたします。

事務局：これもちまして、散会とさせていただきます。ありがとうございました。